

別表第1（第3条第3項第1号、第4条関係）

補助金の月額 (※千円未満切捨)		補助金の限度額
月額賃料の 1/2 以内 ただし、当該賃貸オフィスについて、本要綱以外の賃料補助金の交付を受けている場合においては、補助対象者の負担と責任を明確にするため、次の区分を適用する。		月額 48,000 円、㎡あたり 1,600 円のいずれか低い額
本要綱以外の賃料補助金で月額賃料に適用する補助金の割合の合計（端数処理前の割合）	本要綱で適用する補助金の月額	
1/4 以内	月額賃料の 1/2 以内	
1/4 超	月額賃料について、次の割合を乗じて得た額以内 (3/4 から、本要綱以外の賃料補助金で月額賃料に適用する補助金の割合の合計（端数処理前の割合）を控除した割合)	

注) 基準日前から賃貸オフィスに入居していた者で、基準日以後に当該賃貸オフィスの増床をした場合は、当該増床部分に係る賃料のみを対象とし、必要に応じ按分等により月額賃料を算出する。